

## 質問回答書

件名		キャッシュレス決済導入業務委託（庁舎等窓口）			
質問No.	資料名	項目	質問内容	回答	回答日
1	仕様書	6 調達機器類 (1) 導入機器機能要件 1 キャッシュレス決済端末	1、施設内には無線でのインターネット環境もないのでしょうか。もし、あればルーターが施設内にあるのでLANケーブルでつないで有線での運用も可能になると思い確認になります。 2、キャッシュレス決済端末は有線接続を推奨しているのですが、有線タイプの端末での提案の場合は絶対に採用されることはないでしょうか。	導入施設には無線LAN環境が存在せず、市での敷設工事を行う予定もありません。市が新たに敷設工事を行わない方法で、接続が可能な手段があれば、有線接続も可能であると考えております。	4/4
2	仕様書	6 調達機器類 (1) 導入機器機能要件 2 POSレジスター	POSレジについて、セミセルフ仕様は想定されておりますでしょうか。 (セミセルフ仕様とするか否かによって、付属品や全体の見積金額が異なるため、ご確認をさせていただきたい次第です。)	求める仕様としては、来庁者側が決済種別を選択できる仕様を想定しております。	4/4

3	仕様書	6 調達機器類 (1) 導入機器機能要件 2 POSレジスター	POSレジに登録した明細等を別紙に控えとして印字するプリンター（スリッププリンター）の導入は想定されておりますでしょうか。 (スリッププリンターの要否及び台数によって、拠点毎の機器構成や全体の見積金額が異なるため、ご確認をさせていただきたい次第です。)	プリンター（スリッププリンター）の導入は想定しておりません。	4/4
4	仕様書	6 調達機器類 (1) 導入機器機能要件 2 POSレジスター	税金等のバーコード収納を活用される拠点をご教示いただけますでしょうか。 (バーコード収納を活用される拠点数や対象となるPOSレジの台数によって、拠点毎の機器構成や全体の見積金額が異なるため、ご確認をさせていただきたい次第です。)	6(1)2⑧のとおり、全ての機器で同一の仕様です。ただし、ハンディスキャナについては、後付けを予定しているため見積もりに含める必要はありません。	4/4
5	仕様書	6 調達機器類 (1) 導入機器機能要件 2 POSレジスター	「端末毎の科目（品目）別集計機能を有すること。」とございますが、拠点毎で集計ができれば問題無いという認識で合っておりますでしょうか？	集計は拠点ごとでも構いませんが、各端末の内訳が判るような機能を有していれば問題ありません。	4/4
6	仕様書	6 調達機器類 (1) 導入機器機能要件 2 POSレジスター	施設内にはインターネット環境がございますでしょうか。POSレジの集計データがクラウドシステムのものもあるため確認になります。	専用に利用できるインターネット環境はありません。	4/4

7	仕様書	6 調達機器類 (2)ア(イ) 電子マネー	必須との記載があるブランドが提供出来ない場合は取組不可でしょうか。 (当社では iD の利用が不可)	不可ではありませんが、審査に影響するものと考えております。	4/4
8	仕様書	6 調達機器類 (2)ウ オ	別紙 1-1 の経理区分ごとではなく、各施設ごとに入金・支払ができれば問題ない認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。	4/4
9	仕様書	6 調達機器類 (2)ク データでの決済端末毎の支払状況の確認・抽出	決済端末毎に加盟店番号(契約番号)を分ければ可能ですが、加盟店番号を分ける事は問題ないでしょうか。	問題ありませんが、そうすることによって生じる懸案があれば、提案の中で説明してください。	4/4
10	仕様書	8 機器の保守・研修・サポート (1)	「操作方法等の研修を複数回行うこと。」とございますが、拠点毎に何回実施といった明確な基準はございますでしょうか? 基準等無いようであれば、適切な回数をご提案させていただきます。	明確な基準はありません。	4/4
11	仕様書	8 機器の保守・研修・サポート (3)ア	原則5年間は機種の変更を行わないとありますが、保守期間5年は必須でしょうか。	保守については、契約期間に合わせた契約を結ぶ予定でおりますので、今回の契約期間中である3年は必須と考えます。尚、その後の取扱いについては、契約更新に合わせ検討いたします。	4/4

1 2	仕様書	1 0 支払い方法 (5)	<p>「支払期日を設定する場合は、請求書の発行日から4週間程度空ける」という点で、下記のような支払期日スケジュールは許容可能な内容でしょうか。</p> <p>① 対象月の翌月10日前後に請求書をご送付。 ② 翌月末を支払期日とし、お支払いいただく。 例) 2月分の費用請求の場合、3月10日前後に請求書をご送付し、3月末までにお支払いをいただく。</p>	<p>会計処理上、複数の課を取りまとめる必要があり、請求書が届いてから支払いまでの処理に時間を要することから、表記期間を提示しております。 ご質問の期間につきましては、かろうじて許容できる範囲であると考えますが、審査に影響するものと存じます。</p>	4/4
1 3	仕様書	1 1 見積価格(積算価格)の算出について (2)	<p>「本番立会」について、回数等の明確な基準はございますでしょうか？ 基準等無いようであれば、適切な回数をご提案させていただきます。</p>	<p>明確な基準はありませんが、導入場所が複数であることを踏まえ、ご提案いただきたいと思います。</p>	4/4
1 4	【別紙1-1】施設別状況及び納入台数整理表	決済端末台数	<p>当社の決済端末はPOSレジ1台に対して決済端末1台が連動可能です。POSレジ台数以上に決済端末を納入する場合は、POSレジ連動出来ない端末が発生しますが、全台POSレジ連動必須でしょうか。</p>	<p>原則として、全台POSレジ連動を求めています。各課で集計を行った際に、POSレジ連動していない端末とPOSレジ連動している端末の情報が集計できるのであれば問題ないものと考えております。</p>	4/4

15	【別紙1-1】 施設別状況 及び納入台 数整理表	決済端末台 数	POS レジの台数よりも決済端末の台数が多い拠点については、POS レジと連動させない（POS システムでの集計不要な）決済端末を納品すればよいでしょうか？ 上記決済端末でも POS システムでの集計が必要であれば、追加機器不要で集計可能なサービスがございますので、ご提案させていただきます。	NO.14 と同様となります。	4/4
16	【別紙1-2】指定納付 受託事務の 対象となる 収入一覧（令 和4年度実 績）		各施設ごとの年間件数と年間売上のうち、現金とキャッシュレス決済の割合（想定）をご教示いただけますでしょうか。 また、キャッシュレス決済のうち、クレジットカード・電子マネー・QR コード決済それぞれの利用率内訳もご教示いただけますと幸いです。	現金が7割、キャッシュレス決済が3割を想定しております。 キャッシュレス決済の利用率内訳については、予測が困難であるため算出しておりません。	4/4

17	【別紙1-2】指定納付受託事務の対象となる収入一覧(令和4年度実績)		今回の加盟店契約者は誰になりますでしょうか 例：川口市（法人番号有）等 また、取扱科目に記載のある項目はすべて、川口市様の公金として収納されておりますでしょうか。	契約に関する詳細については契約締結時に協議いたします。また、取扱い科目に記載のある項目は、川口市の公金として収納されているものです。	4/4
18	【別紙2】評価基準	(3)費用 ③決済手数料率	最低手数料率および提案手数料率は、具体的に何を指しているのかご教示いただけますでしょうか。	最低手数料率とは応募者全員の中での最低手数料率を指し、提案手数料率とは各応募者から提案された手数料率を指します。	4/4
19	【別紙2】評価基準	(3)費用 ③決済手数料率	「小数点以下切り捨て」と記載がございますが、例えば3.2%の場合は3%として計算する認識で合っておりますでしょうか。誤っている場合、ご教示いただけますと幸いです。	小数点以下切捨ては、手数料率ではなく、(最低手数料率/提案手数料率×配点)で算出した数値に適用します。	4/4

20	実施要領	7 参加申込 手続 (1) 参加申 込書	当社では令和6年4月1日付けで代表者が変更となった 関係で、令和5・6年度川口市物品入札参加資格者名簿に 登録済の代表者名と今回提出予定の参加申込書類に記載 する代表者名が異なる形となりますが、その場合におい て何か追加で提出が必要な書類がございますでしょう か。 (令和5・6年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録済 の代表者情報は、別途変更予定です。)	追加に必要な書類はありませんが、入札参加資格の変 更申請が必要になります。必要書類を揃え、速やかに 届け出てください。	4/4
21	実施要領	10 審査(ヒ アリング) (5) 留意事 項	用意する機材の中に「プロジェクター」とございますが、 照射するスクリーン等をご用意頂くことは可能でしょう か？ また、上記不可の場合モニターをご用意頂くことは可能 でしょうか？	会場には、スクリーンあるいは、モニターのどちらかを 用意いたします。	4/4
22	実施要領	13 契約条 件 (2) 契約保 証金	契約保証金の減免について、起債の取扱は川口市契約に 関する規則第20条(3)に該当し、減免の対象となり ますでしょうか。	プロポーザルは随意契約に該当しますので、川口市契 約に関する規則第20条(4)に該当し、減免の対象 と考えられます。	4/4

【問い合わせ先】

川口市企画財政部企画経営課行革推進係

電話：048(271)9427